

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和7年5月9日(2025.5.9)

【公開番号】特開2024-70578(P2024-70578A)

【公開日】令和6年5月23日(2024.5.23)

【年通号数】公開公報(特許)2024-094

【出願番号】特願2022-181166(P2022-181166)

【国際特許分類】

G 03 F 7/075(2006.01)

10

G 03 F 7/004(2006.01)

G 02 B 5/20(2006.01)

【F I】

G 03 F 7/075511

G 03 F 7/004503Z

G 03 F 7/075521

G 03 F 7/004507

G 03 F 7/004512

G 02 B 5/20

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月28日(2025.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0178

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0178】

一方、(C)成分として量子ドットにアルコキシラン、アルコキシラン加水分解物、又はその縮合物を、共重合させていないものであるR-1、R-2、G-1、G-2を用いた比較例1～6、13～18では、凝集物が確認されたため、良好な感光性樹脂皮膜を形成できず、リソグラフィー解像性、リソグラフィー工程前後の発光特性、レーザー耐光性試験における発光強度変化率、基材に対する密着性が、本発明の感光性樹脂組成物に比べて悪く、発光素子に適する硬化膜(硬化皮膜)とはならなかった。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0179

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0179】

また、(C)成分として市販の量子ドットであるR-5、R-6、G-5、G-6を用いた比較例7～12、19～24も同様に、凝集物が確認されたため、良好な感光性樹脂皮膜を形成できず、リソグラフィー解像性、リソグラフィー工程前後の発光特性、レーザー耐光性試験における発光強度変化率、基材に対する密着性が、本発明の感光性樹脂組成物に比べて悪く、発光素子に適する硬化膜(硬化皮膜)とはならなかった。

40

50